



精神障害者支援センターの 条例を廃止しました！

議 案 名

笠岡市精神障害者支援センター条例を
廃止する条例の制定について

Q どうして廃止するの？

A この条例は「笠岡市精神障害者支援センター」の設置条例であり、現在の建物（旧郵便局）がなくなるため、廃止します。

Q 現在行われている事業も止めるの？

A 現在、施設で行っている「精神障害者及びその家族からの相談に関すること」や「社会復帰、自立及び社会参加の支援に関する業務」等のすべての事業は、引き続き同様の事業内容で、現在の実施団体の NPO 法人すみれ会に委託して、引き続き実施していきます。



旧郵便局

Q 条例が無くなると笠岡市は関係ないの？

A 条例制定当初の平成 18 年に比べて、精神障害関係の事業所が 3 事業所となり、精神保健、福祉の向上が図られていますが、今後も精神障害者が、それぞれにあった事業所を利用しながら、自立した日常生活並びに社会生活を営むことができるよう市は支援していきます。



負担付き寄附の受領について 継続審査としました

議 案 名

負担付きの寄附の受領について

Q どんな議案なの？

A 多文化共生による持続可能な地域社会の発展を目的として、技能実習生等で来日しているベトナム人を始めとした在留外国人と地域住民の交流拠点として、労働福祉会館を改修して整備するために、ベトナムの実業家の方から団体を通して、1 億 6 0 0 0 万円の寄附を受領しようとしたものです。

1 億 6 0 0 0 万円の寄附は建物のリノベーションに使われ、耐震化工事等（費用負担限度額 2 9 5 0 万円）のほか、完成後の管理運営（費用負担限度額設定なし）などはすべて市の負担となります。また、施設完成後少なくとも 10 年間は市の負担で運営事業を実施しなければなりません。

なお、この条件が達成できないとき寄附は解除されます。

Q どうして継続審査になったの？

A 総務文教委員会に付託され、全員協議会でも説明を受けましたが、3 月定例会中の期間では結論が出なかったため、継続審査としました。